破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０８号
千葉県木更津市祇園４丁目18番８号
破産者　安西　宏幸
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１７９号
山形県鶴岡市末広町23番48号　ＲＯＣイン鶴岡３号棟１－２、開始決定時の住所山形県鶴岡市茅原字西茅原110番23号
破産者　下妻　彬夫
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１１０号
千葉県君津市外箕輪４丁目23番23号
破産者　廣塚　達也
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２８３号
北海道苫小牧市桜木町１丁目20番21号　ムーンシャトー桜木203
破産者　中元　良治
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３４３４号
横浜市中区弥生町５丁目45番地１　クリオ大通り公園参番館604号室
破産者　松田ひとみ
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６５号
神奈川県川崎市中原区小杉町３丁目258番地１　エクセル武蔵小杉505、申立時の住所奈良県生駒市俵口町95番地８　セントポリアＧ－104
破産者　西村　禎造
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２７７号
広島市佐伯区坪井３丁目886番地１
破産者　渡邊　多恵
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２４号
広島市中区大手町２丁目11番17―602号
破産者　小田　輝雄
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２３号
広島県安芸郡府中町浜田本町５番50号　黒神荘206
破産者　江木　里志
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１５号
広島市東区中山中町11番23―301号　プロスパー小林
破産者　黒田　洋子
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６号
長崎県大村市諏訪１丁目17番地１
破産者　毛利　功一
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２５２４号
札幌市西区西野６条６丁目６番３号
破産者　小池　優子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５８号
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛6502番地
破産者　瀧本　正益
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５号
秋田市旭南３丁目３番29号　渡辺ハイツ202号、前住所秋田市外旭川字大谷地16番地22
破産者　若松　美昭
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２９号
秋田市土崎港北３丁目３番29号　フェアステージ港北102号、前住所秋田市土崎港東４丁目４番29号
破産者　鈴木可奈子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３６号
秋田市外旭川字梶ノ目174番地15、前住所秋田市外旭川字三後田167番地
破産者　乾　　博喜
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３７号
秋田市外旭川字梶ノ目174番地15
破産者　乾　　由之
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７号
山形県米沢市松が岬２丁目５―17コンフォール12　202号室
破産者　渡辺　達雄
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部